第5号様式 （第4条関係）

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

氏　名	明治 大正 昭和 平成　年　月　日生	男・女
住　所		

① 障害名（部位を明記）

② 原因となった疾病・外傷名　　交通，労災，その他の事故，戦傷，戦災
疾病，先天性，その他（　　）

③ 疾病・外傷発生年月日　平成　年　月　日　場所

④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

障害固定又は障害確定（推定）　平成　年　月　日

⑤ 総合所見

〔将来再認定　要・不要〕
（再認定の時期　平成　年　月）

⑥ その他参考となる合併症状

上記のとおり診断し，併せて次の意見を付する。

平成　年　月　日

病院又は診療所の名称
所在地
電話番号
診療担当科名　科
氏名　㊞

身体障害者福祉法第15条第3項の意見

障害の程度は，身体障害者福祉法別表に掲げる障害に
・該当する（　級相当）
・該当しない

〔障害部位ごとの等級，障害の内容及び指数についての参考意見〕

障害部位	等級	障害の内容	指数
総合	級	合計	点

注意　1　この書類は，身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定を受けた医師が作成すること。
　　2　この書類には，障害の種類に応じて知事が別に定める様式による障害の状況及びこれに係る所見を記載した書類を添付すること。

（※取扱い　ハートピアかごしま　相談課　099-229-2324）
［平成24年7月版］(H28.2補正)

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○でかこみ，下記空欄に追加所見記入)

1. 感覚障害(下記図示)　：　なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害(下記図示)　：　なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位　：　脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿･排便機能障害　：　なし・あり
5. 形態異常　：　なし・あり

参 考 図 示

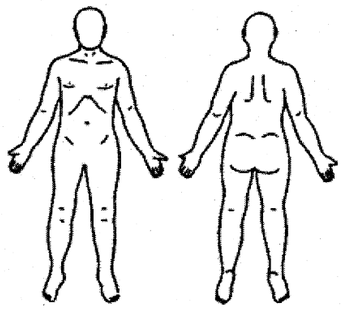

× 変形　　切離断　　感覚障害
運動障害　　▼ 人工関節･人工骨頭

利き手(右 ・左)

右　　左

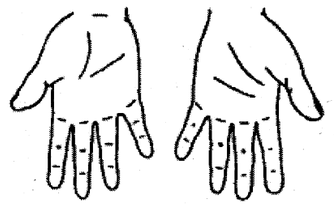

(注) 指の欠損の場合は，DIP関節，PIP関節及びIP関節の残存の有無を明記すること

右		左
	上 肢 長cm	
	下 肢 長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握　　力Kg	

切･離断の場合(部位を囲み，実測値を記入)

切断	〔上腕・前腕 / 大腿・下腿〕 断端長(実用長)	cm
健側	〔上腕・前腕 / 大腿・下腿〕 長(実用長)	cm
離　断　関　節　名		

(注)切断の場合，健側も必ず記入してください。

(注)計測法：

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起
上腕周径：最大周径
大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
上腕長：腋窩 → 上腕骨内側上顆
大腿長：坐骨結節 → 膝裂隙
下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨)内果
前腕周径：最大周径
下腿周径：最大周径
前腕長：上腕骨内側上顆 → 尺骨茎状突起
下腿長：膝裂隙 → 内果

6. 動作活動　　自立－○　半介助－△　全介助又は不能－×，( )の中のものを使う時にはそれに○

寝がえりする				シャツを着て脱ぐ				
あしをなげ出して座る				ズボンをはいて脱ぐ(自助具)				
椅子に腰かける				ブラシで歯をみがく(自助具)	右		左	
立つ(手すり・壁・杖・松葉杖・義肢・装具)				両手で顔を洗いタオルで拭く				
家の中の移動(壁・杖・松葉杖・義肢・装具・車椅子)				両手でタオルを絞る				
洋式便器にすわる				両手で背中を洗う				
排泄のあと始末をする				二階まで階段を上って下りる(手すり・杖・松葉杖・義肢・装具)				
(箸で)食事をする(スプーン，自助具)	右		左					
コップで水を飲む	右		左					
				屋外を移動する(家の周辺程度)(杖・松葉杖・義肢・装具・車椅子)				
				公共の乗り物を利用する				

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので( )の中に○がついている場合，原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力	①正常　②2Km以上困難　③1Km以上困難　④ _____ m位歩ける　⑤歩行不能
起 立 位	①正常　②1時間以上困難　③30分以上困難　④ _____ 分位保持　⑤保持不能(右・左)
坐　　位	①正座：可 ・ 不可　②あぐら：可 ・ 不可　③横座り：可 ・ 不可

注：運動能力を義肢・装具・つえ等を使用しない状態で評価する。

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)　(この表は必要な部分を記入)

(注)記入がない部分は，「正常」とみなされます。

筋力テスト　関節可動域　筋力テスト　関節可動域　筋力テスト

右		左
( ) 前屈 ― 後屈 ( )	頸	( ) 左屈 ― 右屈 ( )
( ) 前屈 ― 後屈 ( )	体幹	( ) 左屈 ― 右屈 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )	肩	( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 外転 ― 内転 ( )		( ) 内転 ― 外転 ( )
( ) 外旋 ― 内旋 ( )		( ) 内旋 ― 外旋 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )	肘	( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 回外 ― 回内 ( )	前腕	( ) 回内 ― 回外 ( )
( ) 掌屈 ― 背屈 ( )	手	( ) 背屈 ― 掌屈 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )	中手指節(MP)近位指節(PIP)	( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )		( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 外転 ― 内転 ( )	股	( ) 内転 ― 外転 ( )
( ) 外旋 ― 内旋 ( )		( ) 内旋 ― 外旋 ( )
( ) 屈曲 ― 伸展 ( )	膝	( ) 伸展 ― 屈曲 ( )
( ) 底屈 ― 背屈 ( )	足	( ) 背屈 ― 底屈 ( )

備　考

注：

1. 関節可動域は，他動的可動域を原則とする。
2. 関節可動域は，基本肢位を0度とする日本整形外科学会・日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3. 関節可動域の図示は，例示のように両端に太線をひき，その間を矢印で結ぶ。強直の場合は，強直肢位に波線(≀)を引く。
4. 筋力については，表( )内に×△○印を記入する。
   ×印は，筋力が消失または著減(筋力0,1,2該当)
   △印は，筋力半減(筋力3該当)

○印は，筋力やや減または正常(筋力4,5該当)

例示　(×) 伸展 ―― 屈曲 (△)

5. PIPの項の母指はIP関節を示す。
6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
7. 図中ぬりつぶした部分は，参考的正常範囲外の部分で，反張膝等の過可動域はこの部分にはみ出し記入となる。